

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部道路管理課管理担当
内線番号	5266

No.	項目	内容
①	処分名	道路の占用の許可
②	法令名	道路法
③	法令番号	昭和27年法律第180号
④	根拠条項	第32条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都府各土木事務所長。ただし、京都土木事務所長を除く。)
⑥	法令の定め	第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
⑦	審査基準	道路法第33条(道路の占用の許可基準)、同条を受けた道路法施行令、同令を受けた道路法施行規則及び京都府道路占用許可事務取扱要領
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	警察署
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)21日(先例のないもので21日で承認を行うことが困難なものを除く。)
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	21日(警察署への協議期間を除く。)
⑫	問合せ	道路管理課管理担当(075-414-5266)
⑬	備考	